

受付印

第1号様式

サービス付き高齢者向け住宅設置に係る情報提供書

年 月 日

吹田市福祉部高齢福祉室長 様

住所又は居所

〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

今般、貴市管内にて下記のとおりサービス付き高齢者向け住宅の設置を計画しており、概要について下記及び別添資料のとおり情報提供いたします。

記

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称	
2. 設置予定場所	
3. 経営・設置主体（登録事業者名）	
4. 入居戸数（入居定員）	室（ 人）
5. 入居開始予定年月日	
6. 食事・介護サービス等の提供の有無	有 ・ 無
7. 契約形態	建物賃貸借契約・利用権契約

添付書類

- ・建物平面図
- ・その他参考資料

※本書は受付印押印後、写しを事業者に交付してください。

[吹田市都市計画部住宅政策室・福祉部福祉指導監査室]

第2号様式

年 月 日

吹田市福祉部福祉指導監査室長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

有料老人ホーム該当可否事前協議書

下記の計画施設が、老人福祉法第29条第1項に定義する有料老人ホームに該当するか否かについてご回答ください

記

建築主	
計画場所	
施設概要	別添のとおり

※建築主とは建築確認申請の建築主を指します

第3号様式

年 月 日

吹田市都市計画部住宅政策室長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

サービス付き高齢者向け住宅該当可否事前協議書

下記の計画施設が、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録基準を満たすか否かについてご回答ください

記

建築主	
計画場所	
施設概要	別添のとおり

※建築主とは建築確認申請の建築主を指します

第4号様式

年 月 日

吹田市都市計画部住宅政策室長 様
吹田市福祉部福祉指導監査室長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

サービス付き高齢者向け住宅事業事前相談申込書

吹田市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要領第4条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について事前相談を申込みます。

第5号様式

第 年 月 日

様

吹田市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の申請については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の規定により登録したので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 サービス付き高齢者向け住宅の名称
- 2 サービス付き高齢者向け住宅の所在地
- 3 登録年月日
- 4 登録番号

様

吹田市長

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の申請については、次の理由によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合しないため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第4項の規定により通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に吹田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

吹田市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書

年 月 日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の申請については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第8条第1項の規定により登録を拒否したので、同条第2項の規定により通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に吹田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式

年 月 日

吹田市長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書

次のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第1項の規定により届け出ます。

記

登録住宅の名称等	
登録住宅の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日
届出事由	1 登録事業の廃止 2 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散 3 破産手続開始の決定
届出事由が生じた年月日	年 月 日
備考	

(別添書類)

- ・従前入居者との契約解除の合意書の写し
- ・従前入居者の転居先への入居を担保する書類

年 月 日

吹田市長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

次のサービス付き高齢者向け住宅事業について、登録の抹消を申請します。

記

登録住宅の名称等	
登録住宅の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日
理 由	
備 考	

(別添書類)

- ・従前入居者との契約解除の合意書の写し
- ・従前入居者の転居先への入居を担保する書類

様

吹田市長

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

次のサービス付き高齢者向け住宅事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第26条第3項の規定により通知します。

記

登録住宅の名称等	
登録住宅の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日
理 由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に吹田市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、吹田市を被告として（訴訟において吹田市を代表する者は吹田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

吹田市長 様

住所又は居所
〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名
〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

サービス付き高齢者向け住宅事業の整備に関する工事完了報告書

次のサービス付き高齢者向け住宅事業の整備に関する工事が完了したので、吹田市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要領第16条の規定により報告します。

記

登録住宅の名称等	
登録住宅の所在地	
登録年月日及び登録番号	年 月 日
工事完了日	年 月 日
事業の開始予定日	年 月 日
備 考	

(別添書類)

- ・ 検査済証の写し
- ・ 耐震診断書 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物の場合)
- ・ 入居者向けパンフレット (作成した場合)

第12号様式（第20条関係 立入検査員証）

（表面）

立入検査員証		第 号
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第24条第1項の規定に基づく立入検査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
吹田市長		印

（裏面）

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）（抜粋）

（報告、検査等）

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している登録住宅の居住部分に立ち入るときは、あらかじめ、当該居住部分に係る入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。